



市 章

大津市公報

令 和 5 年 5 月 26 日
号 外 (第 32 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 42 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 43 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 44 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 45 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 46 大津市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則…………… 2
- 47 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則…………… 3

規 則

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和5年5月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第42号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成26年規則第98号）の一部を次のように改正する。

第5条第10号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別表第2第11項中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第43号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年規則第64号）の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。次条第2項第3号において「旧宅地造成等規制法」という。）に改める。

第14条第2項第3号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第44号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則(平成16年規則第68号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第10号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第45号

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則(平成30年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号イ中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項に規定する旧宅地造成工事規制区域内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第46号

大津市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

大津市宅地造成等規制法施行細則(昭和63年規則第17号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)(以下「旧法」という。)の施行に関し、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「法」を「旧法」に、「省令」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第3号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「旧省令」という。)」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「政令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)」に改める。

第3条中「法」を「旧法」に改める。

第6条第1項中「、法」を「、旧法」に、「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第7条第1項中「法」を「旧法」に、「省令」を「旧省令」に改める。

第8条第2項及び第9条中「法」を「旧法」に改める。

第10条中「第18条第2項において準用する法第6条第1項」を「第7条第1項及び第2項」に改める。

様式第1号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

様式第2号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第10条関係）

<div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">割印</p>	<p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">所属 氏名</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 上記の職員は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項及び第6条第1項の規定に基づき、測量若しくは調査を行うため他人の占有する土地に立ち入り、又は障害物の伐除若しくは土地の試掘等を行う権限を有する者であることを証明する。 </p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">大津市長 印</p>
---	--

←————— 9センチメートル —————→

↑
6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

備考 裏面に法の規定中測量若しくは調査のための土地の立入り又は障害物の伐除若しくは土地の試掘等について定められた条項を抜粋して記載するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第2項において準用する同法第6条第1項の証明書は、この規則による改正前の大津市宅地造成等規制法施行細則（以下「旧規則」という。）様式第3号による身分証明書とする。
- 3 旧規則第6条第1項の規定により掲示された造成許可標識は、改正後の第6条第1項の規定により掲示された造成許可標識とみなす。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第47号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（昭和63年規則第18号）の一部を次のように改正する。
様式第1号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。